

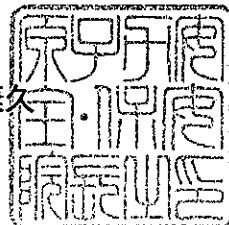
経済産業省

平成 20・09・12 原院第 2 号

電気事業法施行規則第 96 条から第 102 条までの解釈運用にあたっての考え方（内規）を次のように定める。なお、「電気事業法施行規則第 96 条及び第 97 条の法令解釈（内規）」（平成 17・02・28 原院第 4 号）は廃止する。

平成 20 年 10 月 1 日

経済産業省原子力安全・保安院長 薦田 康久



電気事業法施行規則第 96 条から第 102 条までの解釈運用にあたっての考え方（内規）

○本内規の趣旨

この内規は、電気事業法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年経済産業省令第号）の公布に伴い、改正後の電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号。以下「省令」という。）第 96 条から第 102 条までの解釈運用にあたっての考え方を示すものである。

○省令改正の目的

今般の省令の改正は、改正前の省令第 96 条第 1 号口の規定に基づく承認法人について、従来の承認制から登録制へと移行することで登録基準の明確化を図るとともに、登録後の指導監督を十分に実施すること等を目的とするものである。

○解釈運用にあたっての考え方

1. 省令第 96 条関係

上記の省令改正の目的を踏まえ、省令第 96 条から第 102 条までの解釈運用にあたっての考え方

を以下に示す。

省令第96条第1号口に規定する点検業務とは、屋外における目視点検や屋内における屋内配線の点検等を通じて一般用電気工作物が技術基準（電気事業法第56条第1項の経済産業省令で定める技術基準をいう。）に適合しているかどうか確認を行い、適合していないと認めるときは、一般用電気工作物の所有者又は占有者に対し、遅滞なく技術基準に適合するようにするためとるべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果を通知する業務をいう。

本条第1号に規定する調査頻度の適用にあたつては、以下のとおりとする。

- (1) 新たに受託電気工作物となった一般用電気工作物に対する電気供給者（又は登録調査機関）の調査は、受託電気工作物となった時期に関係なく前回行った調査から起算して5年に1回以上行うものとする。
- (2) 点検業務を受託する契約の終了等により受託電気工作物でなくなった一般用電気工作物に対する電気供給者（又は登録調査機関）の調査については、受託電気工作物でなくなった後、最初に行う調査は前回の調査後5年を超えない期間内において1回以上行うものとし、その後は4年に1回以上行うものとする。

2. 省令第97条関係

省令第97条第4号に規定する「次条（第97条の2）各号の規定に該当しないことを説明した書類」のうち、第97条の2第3号関係の書類とは、以下の①～⑤を説明した書類をいう。

- ①点検業務を受託する事業に必要な資産の取得その他事業運営に必要な資金の調達等を行うことができること
- ②委託者に損害を与えた場合の賠償に備えるための経理的基礎が講じられていること
- ③点検業務を受託する事業の適確な遂行に必要な管理組織が確立されていること
- ④役員その他の点検業務を受託する事業を管理する者が、事業を遂行する上で必要となる一般用電気工作物の工事、維持及び運用に関する学識経験を有していること
- ⑤点検業務を実施する者の確保が容易であること

省令第97条第5号に規定する「第97条の3各号の規定に適合することを説明した書類」とは、それぞれ、点検業務を受託する事業を行う区域を記載した書類（省令第97条の3第1号関係）、登録を受けようとする法人を構成する電気工事業者（省令第97条の3第2号の電気工事業者をいう。）の数を記載した書類（同条第2号関係）、点検業務を行う際に使用する測定器の種類及び数量を記載した書類（同条第3号関係）、点検業務を実施する者の資格を記載した書類（同条第4号関係）をいう。

3. 省令第97条の2関係

省令第97条の2は、第96条第1号の登録を受けることができない法人の要件を規定しており、改正前の省令第97条第2項第3号から第5号（承認基準）と同趣旨である。

4. 省令第97条の3関係

省令第97条の3は、第96条第1号の登録の基準を規定している。今般の省令改正により、登録の申請が第97条の3各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならないものと改正された。改正後の省令第97条の3第1号及び第2号の基準は、改正前の第97条第2項第1号及び第2号と同じである。また、改正後の省令第97条の3第3号及び第4号の基準は、電気事業法第90条第1項各号（登録調査機関の登録基準）と同じである。

5. 省令第98条関係

省令第98条第1項第6号（点検業務の実施項目、方法及び頻度に関する事項）については、「一般用電気工作物の定期調査の方法に関する基本的な要件及び標準的な調査項目について」（平成15・12・19 原院第12号）に準じた実施項目及びその方法に関する事項が定められており、かつ、4年に1度以上の点検頻度が定められている必要がある。

6. 省令第101、102条関係

省令第101条及び第102条は、それぞれ所轄産業保安監督部長及び登録点検業務受託法人に対し、電気事業法第57条第1項に基づき調査義務を負う電気供給者への通知義務を定めている。今般の省令改正により、通知義務の対象が、それぞれ省令第101条各号に掲げるときに当該登録点検業務受託法人の業務区域内の一般用電気工作物において使用する電気を供給する者（省令第101条）、受託電気工作物において使用する電気を供給する者（省令第102条）であることを明確化した。

附 則

この内規は、平成20年11月1日から施行する。